

所得税と市県民税の申告を受け付けます

申告会場をお間違いのないよう、ご注意ください

お問い合わせは  
各電話番号へ

所得税の確定申告 沼津税務署 ☎055-922-1560

申告会場 プラサ ヴェルデ 2階市民ギャラリー  
受付期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日は除きます。  
時間 9時～17時(受け付けは16時まで)



※上記期間は、沼津税務署内では申告書の作成指導は行っていません。  
※会場の混雑の状況により受け付けを早めに終了する場合があります。  
※駐車料金は30分ごとに50円(申告会場で割引処理を受けた場合)です。

■申告が必要な人は？

- ◆事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、平成30年分の所得合計が、所得控除の合計額を超える人
- ◆給与所得者で、次のいずれかに該当する人
  - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
  - ②2カ所以上から給与を受けている人
  - ③給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ◆公的年金等の収入がある人
  - ※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、**所得税の確定申告は必要ありません**(市県民税の申告は必要な場合があります)。ただし、このような場合であっても所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

※税務署へ提出する申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書については、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。  
※e-Taxで申告した場合、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

※詳細は、沼津税務署へお問い合わせ頂くか、国税庁ホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

市県民税の申告 市民税課 ☎055-934-4736

申告会場 沼津市役所 1階多目的スペース  
受付期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日は除きます。  
時間 9時～17時

※上記期間は、市民税課窓口では申告を受け付けていません。

■申告が必要な人は？

- ◆平成31年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人
  - ①市役所から申告書が送られてきた人で、所得税がかからない人
  - ②平成30年分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人(給与所得以外の所得が20万円以下の人など)
  - ③平成30年分の課税所得はないが、所得証明や非課税証明等を必要とする人
  - ④国民健康保険に加入している人で、年末調整や確定申告をしていない人
- ※税務署に確定申告をした人や平成30年分の所得が給与所得だけで、年末調整の済んでいない人は、申告の必要がありません。
- ※確定申告が不要でも、扶養親族等の追加をする人は市県民税の申告が必要です。
- ※申告書にはマイナンバーの記入が必要です。

**重要!** ふるさと納税をし、ワンストップ特例の適用を申請しても、確定申告をした場合には適用除外となります。確定申告書の寄附金控除欄と二表にふるさと納税の金額及び寄付先を記入して下さい。

申告に必要なものは 市民税課 ☎055-934-4736 沼津税務署 ☎055-922-1560

- 印鑑(認め印)、金融機関等の口座番号がわかるもの
- 収入や必要経費を集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 各種控除を証明できる書類(国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書や、生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書または領収書)  
※税務署から確定申告用紙や「確定申告のお知らせ」はがきが送られてきた人、前年分の申告の控えをお持ちの人は、それらを申告会場へお持ち下さい。  
※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。 沼津年金事務所 ☎055-921-2201(音声案内2番)
- マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書(運転免許証など)  
※税に関するマイナンバー制度についての詳細は、国税庁ホームページ(ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>)または市ホームページをご覧ください。 [広報めまづ](#) [検索](#)

税務署からのお知らせ 沼津税務署 ☎055-922-1560

◆国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」が便利です。  
確定申告会場では、混雑のため長時間お待ち頂く場合があります。確定申告書の作成にご活用下さい。  
ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

◆所得税確定申告書等は下記でも提出できます。

- 土・日曜日…沼津税務署玄関前の「時間外受付箱」をご利用下さい。
- 郵送による申告…沼津税務署へ郵送して下さい。  
(〒410-8686 米山町3-30)
- e-Tax(インターネット)…確定申告期間中は24時間受け付けを行っています。
- ★所得税及び復興特別所得税の記入漏れにご注意下さい。

◆ご確認下さい！税控除の内容に変更がありました。

- ◆医療費の領収書の提出は不要です  
平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の添付または提示の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
- 医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。
- 平成29～31年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示による申告もできます。

◆確定申告の手続きに必要な支援を行っています！

- ◆税理士による無料税務相談をご利用下さい  
税理士の代理送信による申告書提出の手続きを受け付けます。  
とき 2月5日(火)～15日(金)、9時30分～12時、13時～16時(土・日曜日、祝日は除く)  
ところ 沼津市商工会館(原1200-1)  
※当日、直接会場へどうぞ。  
※会場の混雑の状況により受け付けを早めに終了する場合があります。  
※譲渡・山林所得、贈与税及び相続税の相談は受け付けません。

◆ID・パスワードでe-Tax！

ID・パスワード方式を利用して、e-Taxで送信できます(ICカードリーダーライターは不要です)。  
e-Taxで送信した場合、源泉徴収票などの添付書類は提出不要です(ご自宅で5年間保管していただく必要があります)。ID・パスワード方式の届出は、税務署で受け付けています。申告される本人が運転免許証等の身分証明書をご持参下さい。  
「確定申告書等作成コーナー」は、スマートフォンでも申告書が作成できます。給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除による還付申告を行う人も利用できます。

◆配偶者控除及び配偶者特別控除が変わります

控除を受ける納税者本人の合計所得金額が、900万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合、配偶者控除または配偶者特別控除の控除額が前年と変わります。詳細は、国税庁ホームページ「夫婦と税金」をご覧ください。



国税庁ホームページ「所得税」QRコード

◆年金受給者のための申告書作成指導を行います

年金を受給しており確定申告を行う必要がある人のための、申告書の書き方等の相談受け付けや作成指導です。  
とき 2月14日(木)・15日(金)、9時～17時(受け付けは16時まで)  
ところ プラサ ヴェルデ 2階市民ギャラリー  
※当日、直接会場へどうぞ。



◆申告書の作成にあたり、不明な点がありましたらお電話でお問い合わせ下さい。

- 申告書の内容について、☎055-922-1560(電話相談センター)、音声案内に従い「0」を選択して下さい。  
※3月15日(金)まで利用できます(土・日曜日、祝日を除く)。
- 確定申告書作成コーナーについて、☎0570-01-5901(e-Tax・作成コーナーヘルプデスク)  
※受け付けは月～金曜日(祝・休日を除く)9時～17時、確定申告期間中は月～金曜日、9時～20時です。